

陳情一覽表

(令和7年第2回定例会)

【12月議会】

秋田県議会事務局

総 括 表

委員会名	送付件数
総務企画委員会	0
福祉環境委員会	1
農林水産委員会	2
産業観光委員会	0
建設委員会	0
教育公安委員会	1
合 計	4

総務企画委員会

受理番号	件 名	提出者	頁	備 考
	なし			

福祉環境委員会

受理番号	件 名	提出者	頁	備 考
8	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出について	[REDACTED]	5	

農林水産委員会

受理番号	件 名	提出者	頁	備 考
6	国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出について	[REDACTED]	9	
10	森林資源を活用した循環型林業の確立について	[REDACTED]	12	

産業観光委員会

受理番号	件 名	提出者	頁	備 考
	なし			

建設委員会

受理番号	件 名	提出者	頁	備 考
	なし			

教育公安委員会

受 理 番 号	件　名	提　出　者	頁	備　考
7	脳神經関連権保護の条例制定について	[REDACTED]	16	

受理番号	8	提出者	住所	
受理年月日	R7. 11. 21		氏名	
件 名	臓器移植に関する不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出について			
要 旨	<p>【陳情事項】 國際社会と足並みを揃え、臓器移植に関する不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、國民が知らずに違法な臓器移植に巻き込まれることを防ぐため、適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発活動などの環境整備を求める意見書を國へ提出すること。</p> <p>【陳情理由】 世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、人権侵害や医療倫理の危機に直面している。この深刻な状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしている。国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年に、「人の臓器の取引や臓器摘出のための人身取引は禁止され、犯罪とされるべきである」 「各国政府や医療従事者は自國住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止する方策を実行すべきである」等とする「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブル宣言」を声明した。 臓器移植に関する法律の制定や法改正については、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国、2024年豪州が行っている。このように、国際社会は、不正な臓器取引や移植目的の渡航について、深刻な人道問題及び医療倫理上の問題として、國民の生命の問題として認識し、その問題解決に向けて具体的な行動を強めている。 我が国においては、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会、日本透析医学会が、2022年4月に、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブル宣言2018、5学会共同声明」を表明しているが、それに対応する環境整備は不十分で、国際的な潮流に後れをとっている。 公益社団法人日本臓器移植ネットワークによれば、現在、国内では約16,500人の人が移植を希望し登録しているが、臓器提供は年間で約100件程度となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題となっている。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たず、2023年に発表された厚生労働省の調査では、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人である。 海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在している。実際、海外での臓器移植を希望する患者に対し、國の許可を受けずに臓器提供を斡旋したとして、NPO</p>			

要　旨

法人の理事が実刑判決を受けた。

さらに、早期の臓器移植を願い、斡旋団体へ何千万円もの渡航移植費用を支払ったにも関わらず、海外の稚拙な医療施設での手術の後、間もなく亡くなった日本人レシピエントも複数報告されている。そして、海外で臓器移植手術を受けた患者が帰国後、国内の病院での診療を希望したが、病院側が「臓器売買や移植ツーリズムに関与しない」との方針で診療を拒否した。この対応を不服とした患者は、医師法第19条の応召義務違反を主張し、病院側に損害賠償を求める裁判を起こした。このように、医療関係者もいきなり訴訟されるリスクを背負うことになる。

これらの状況を踏まえ、貴議会においては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書を提出することを強く要請する。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るために重要な一歩となる。参考として意見書案を添付する。貴議長をはじめとする議員各位には、ぜひとも本陳情に理解頂き、地方自治法第99条に基づく意見書の提出に尽力賜るよう心よりお願いする。

【現況】

1 臨器移植法の概要

○平成9年10月16日「臓器移植法」が施行

脳死下での心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、眼球の提供が可能になった。脳死下での臓器提供には、本人の書面による意思表示と家族の承諾が必要であり、意思表示は民法の遺言可能年齢に準じて15歳以上を有効とした。そのため、15歳未満の脳死下での臓器提供は不可能とされた。

「臓器売買の禁止（第11条）」及び「あっせん業の許可（第12条）」について規定されており、国内での臓器提供については条件が定められている。なお、あっせん機関として、眼球（角膜）を除く臓器については公益社団法人日本臓器移植ネットワーク1か所が、眼球（角膜）については公益財団法人あきた移植医療協会を含む全国54か所が指定されている。

○平成22年1月17日から「親族優先提供」が施行

心停止下での臓器提供が、意思表示により親族へ優先的に提供可能となった。

○平成22年7月17日に改正法が全面施行

本人の意思が不明な場合には、家族の承諾で臓器提供が可能となり、また15歳未満の脳死下での臓器提供が可能になった。

2 海外渡航移植患者の実態調査結果 2023年3月末時点（厚労省科研費による研究事業：代表者 日本体育大学 横田教授）

○移植後の外来通院患者数 31, 684人（国内移植を含む）

○うち渡航による移植者数 543人

生体ドナー：42人 死体ドナー：416人 不明：85人

○主な渡航先

米国：227人 中国：175人 オーストラリア：41人

その他：93人 不明：7人

3 移植希望登録者数

令和7年3月31日現在 計16,658人

心臓	肺	肝臓	腎臓	膵臓	小腸
809	627	470	14,721	23	8

出典：厚生労働省「臓器移植に係る厚生労働省の取組等」

<参考> 秋田県の腎臓※移植希望登録者数（令和6年12月31日現在）

※腎臓のみ、日本臓器移植ネットワークにより都道府県別データが公表されている。

秋田県 57人（／全国 14,741人）

4 国内の臓器移植件数

○令和6年度

計662人

心臓	肺	肝臓	腎臓	膵臓	小腸
116	135	123	239	47	2

出典：厚生労働省「臓器移植の実施状況等に関する報告書」

○累積（臓器移植法施行(H9.10.16)から令和6年度まで）

心臓	肺	肝臓	腎臓	膵臓	小腸
956	1,031	1,063	4,861	580	34

出典：厚生労働省「臓器移植に係る厚生労働省の取組等」

<参考> 秋田県における臓器移植（腎臓のみ、秋田大学医学部附属病院において移植手術が可能）

○脳死下または心停止下ドナーからの臓器提供によるもの

令和6年度： 2件 累積： 19件（平成7年4月1日～令和6年12月31日）

○生体移植

令和6年度： 20件 令和5年度： 20件 令和4年度： 18件

5 国内の脳死下臓器提供件数

令和6年： 130件 令和5年： 131件 令和4年： 93件

<参考> 秋田県における脳死下臓器提供

○平成12年度 1件 県外の患者1人に移植

○令和6年度 3件 県内患者2人を含む11人に移植

備考	
----	--

受理番号	6	提出者	住所
受理年月日	R7. 11. 4	氏名	
件 名	国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出について		
要 旨	<p>【陳情事項】 秋田県議会において、国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書を提出すること。</p> <p>【陳情理由】 令和5年度版防衛白書によると、令和5年度から5年間で必要な防衛費は約43兆円程度と増額され、国内総生産1%から2%を目安とされている。 このように、防衛費は増額している。食糧安全保障の観点から、国民の主食である米の価格を統制し、米農家の所得の安定を図るべきで、米の価格の統制による費用は、食糧安全保障の見地による防衛費から支出すべきである。 また、令和5年度の食糧、農業、農村白書によると、自営農業に従事する基幹的農業従事者は平成12年度240万人から令和5年には約116万人まで減少し、うち65歳以上は82万人、基幹的農業従事者の平均年齢68.7歳、10年後の平均年齢は約80歳となり、このままでは日本の農業は消滅する。</p>		

【現　況】

1 米政策と価格決定プロセスの主な変遷について

(1) 食糧管理法（昭和17～平成7年）

- ・ 国による全量管理を基本に、国によって、再生産可能な価格として生産者米価が、家計の安定を図る価格として消費者米価が設定されたが、消費者米価に対して生産者米価が高く、多額の財政負担を要した。
- ・ 昭和44年から自主流通米制度が導入され、高品質な米については、入札等により価格が決定された。

(2) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成7年～）

- ・ 国の関与は、米流通の全体計画の作成と計画実現への誘導、政府米の操作による米備蓄の運営、ミニマム・アクセス米の運用となり、食糧管理法と比較して大幅に縮小された。
- ・ 米の流通は、計画流通米と計画外流通米に区分され、価格は、主に入札取引により、需給状況を反映して形成された。計画流通米のうち政府米については、自主流通米価格や生産費の動向等を反映させて算定された。
- ・ 平成16年以降は、米の流通は政府米と民間流通米の区分のみとなり、（財）全国米穀取引・価格形成センターや相対取引等により、需給状況をより反映した価格形成となっている。

2 現在の価格決定について

(1) 集荷段階

- ・ JA系統については、販売状況や他県の動向等を勘案し、県単位で全農日本本部等がJA概算金を設定しており、各JAにおいては、独自販売の米も含め、独自に生産者概算金が設定されている。
- ・ 主食集荷業者については、販売状況や相場、契約状況等を勘案し、買取価格を決定している。

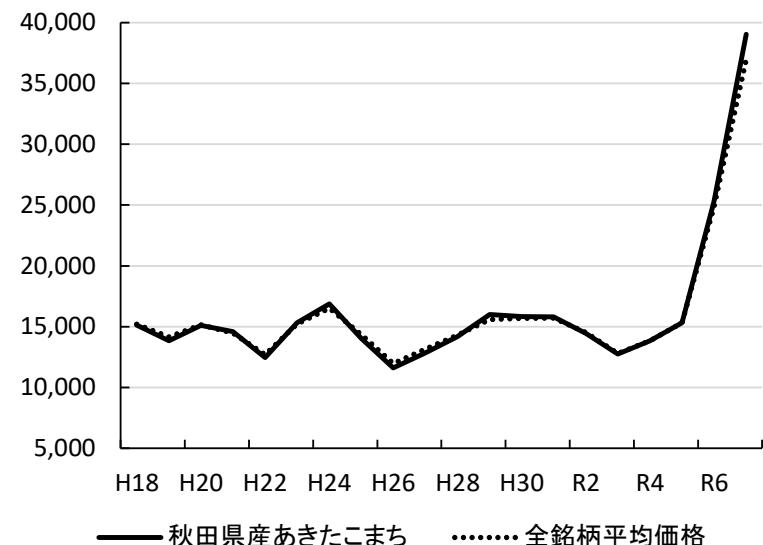
(2) 消費者段階

- ・ JA等の出荷業者と米穀卸売業者との取引価格に精米やパッキング等の経費、運賃、マージン等を上乗せし、販売価格が決定されている。
- ・ 消費者や量販店と直接取引する農業者においては、生産コストに販売経費を加え、更に需給状況や相場を勘案しつつマージンを上乗せし、販売価格を決定している。

3 米の価格動向について

- 出荷業者と卸売業者の間の取引価格である「相対価格」は、需給状況に応じて11,500～16,000円/60kg程度で推移してきた。
- 令和6年産米以降は、需給の逼迫や、それに伴う品薄により価格が急騰し、秋田県産あきたこまちで、令和6年産は25,289円/60kg、令和7年産は39,034円/60kgとなっている。
注) 令和5年産までは年平均価格、令和6～7年産は、出回りから令和7年10月までの加重平均価格

相対価格の推移
(主食用1等、円／玄米60Kg(税込))



備考

受理番号	10	提出者	住所	
受理年月日	R7. 12. 1	氏名		
件 名	森林資源を活用した循環型林業の確立について			
要 旨	<p>【陳情事項】</p> <p>1 森林資源の循環利用と適切な森林管理の推進</p> <p>森林組合系統では、森林所有者が持続的に林業経営できるよう「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用に向けた取組を推進している。</p> <p>また、大雨等による自然災害の防災・減災に資するため、森林を適切に管理し、保全することが重要であることから、再造林や間伐の森林整備について計画的な実施に努めている。</p> <p>令和9年度「全国育樹祭」にあたっては、全国に向けて秋田の森林・林業を発信する貴重な機会であり、関係者が一丸となって取り組む必要がある。</p> <p>については、次の事項について、支援をお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 再造林・間伐等の森林整備に必要な予算の確保 (2) 森林所有者や林業経営体を支援する再造林対策の推進 (3) 森林由来J-クレジットの創出や活用の促進 (4) 全国育樹祭に向けた連携強化・協力体制の構築 <p>2 人材の確保・育成とスマート林業による木材生産流通の促進</p> <p>本県では、少子・高齢化や若者の県外流出が進行しており、人口減少の加速とともに、多くの産業で労働力不足が深刻化しつつある。</p> <p>このような中、林業への新規就業者は、5年前と比べて30人増加するなど着実に世代交代が進んでおり、森林組合系統では、更なる雇用の拡大を図るため、人材の確保・育成対策を強化している。</p> <p>また、林業の採算性向上や林業労働の省力化を図るため、低コストで効率的な木材生産流通を促進することとしている。</p> <p>については、次の事項について、支援をお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県内高校生やAターン者等の新規就業対策の促進 (2) 高度な技能や安全管理の知識を有する技術者育成の促進 (3) 林業従事者の労働条件改善と安全衛生対策の強化 (4) I C T等の先端技術を活用した木材生産流通体制の整備促進 			

要　旨

【陳情理由】

本県の森林は、戦後造成されたスギ人工林が本格的な利用期を迎えており、豊かな森林資源の循環利用を推進し、持続的な林業経営と林業の成長産業化を図ることが重要である。

このような中、ウクライナ・中東情勢は、外材及び国産材の需給・流通に大きな影響を及ぼしており、海外情勢の影響を受けにくい国産材主体の木材需給構造への転換が急務とされている。

このため、国産材のシェア拡大及び木材の安定供給を促進し、森林所有者や林業従事者の所得向上を図るなど、山村社会を活気づける林業による「グリーン成長」の実現に向けた取組が重要である。

さらに、2050年ネットゼロに資する地球温暖化、国土保全など森林の公益的機能を持続的に発揮させるよう、再造林や間伐等の森林整備を促進し、森林を適切に管理していく必要がある。

特に、激甚化・頻発化する大雨により、森林崩壊や河川氾濫等の災害が多発していることを踏まえ「災害に強い健全な森づくり」を進めることが重要である。

我々、森林組合系統は、こうした状況に対応していくため、引き続き、県民や組合員の負託に応えながら、地域の森林整備や経営の担い手としての責務を果たしていく。

このため、森林組合系統運動方針「JForestビジョン2030」に基づき、関係機関及び団体と緊密に連携して、森林資源を活用した循環型林業の確立に向けた取組を推進していくこととしている。

このたび、11月20日に開催した第69回秋田県森林組合大会において、「森林資源の循環利用と適切な森林管理の推進」、「人材の確保・育成とスマート林業による木材生産流通の促進」、「森林組合系統一丸となった再造林拡大の推進」を決議したので、上記の事項について、特段の高配をお願いする。

【現　況】

1 森林資源の循環利用と適切な森林管理の推進

(1) 再造林・間伐等の森林整備に必要な予算の確保

令和7年度造林公共予算は27億円、非公共予算は3億円、合計30億円を確保している。

令和8年度予算については、国に対し十分な額を確保するよう要望しており、本県への配分に当たっては、補正と当初を合わせて所要額を確保できるよう働きかけている。

(2) 森林所有者や林業経営体を支援する再造林対策の推進

再造林の拡大を図るため造林地を集積し、植栽とその後の保育管理を行う林業経営体と、集積に応じる森林所有者の双方に対し、支援している。特に造林地集積の仕組みの実行性を確保するため、造林適地の判定や収支プランの作成などの専門的な知識を有し、森林所有者へ再造林を働きかける「あきた造林マイスター」を増員し、活動を強化している。また、業界団体からなる「秋田県再造林推進協議会」では、賛同企業とともに「あきた未来へつなぐ再造林基金」を運営し、森林所有者に対する独自支援を行っており、引き続き、官民一体となって再造林を推進していく。

(3) 森林由来J-クレジットの創出や活用の促進

森林由来J-クレジットについては、森林整備等の財源として有望であることから、県有林でのクレジット創出に向けた取組を進めており、その成果を市町村や森林組合等へ普及していく。また、クレジットを活用したカーボンニュートラルへの取組について、民間企業等へ周知していく。

(4) 全国育樹祭に向けた連携強化・協力体制の構築

全国育樹祭は、森林資源の循環利用への意識を高める絶好の機会であることから、大会の成功に向けて、県や市町村、各界を代表する団体で構成する「第50回全国育樹祭秋田県実行委員会」を設立しており、引き続き関係機関等との連携を強化していく。

また、全国育樹祭の開催理念に賛同する企業・団体等とともに一体となって、気運醸成を図るイベントや広報活動等を進めしていく。

2 人材の確保・育成とスマート林業による木材生産流通の促進

(1) 県内高校生やAターン者等の新規就業対策の促進

林業の魅力発信イベントや、高校生を対象にした林業体験事業の開催、秋田林業大学校における林業技術者の養成研修を行っているほか、(公財)秋田県林業労働対策基金の無料職業紹介所を介して、求職者に対する相談活動や就業先の斡旋、マッチングを行っている。

(2) 高度な技能や安全管理の知識を有する技術者育成の促進

終業後の従業者を対象に、ニューグリーンマイスター育成学校や「緑の雇用」事業の育成研修において、造林・保育技術や林業労働安全に関する知識や技術の習得を支援している。また、昨年度よりスマート技術の普及啓発のための木材スマート化実演・研修を開催している。

(3) 林業従事者の労働条件改善と安全衛生対策の強化

就業環境の整備やスマート林業の推進など、労働条件の改善に取り組む経営体を支援している。また、労災事故の未然防止のため、作業現場での点検パトロールや指導を実施している。

(4) I C T 等の先端技術を活用した木材生産流通体制の整備促進

森林施業の効率化や生産性の向上を図るため、林内調査や木材検収ソフト等のスマート林業機器の導入に対して支援している。また、昨年度よりスマート技術の普及啓発のための木材スマート化実演・研修を開催している。

(主な要望活動)

○国の施策・予算に関する提案・要望（11月20日 秋田県→農林水産省等）

- ・ネット・ゼロの実現に向けた森林・林業・木材産業関連予算の確保について
- ・治山事業及び森林病害虫等防被害対策事業の予算確保について

備 考

受理番号	7	提出者	住所	[REDACTED]
受理年月日	R7. 11. 17		氏名	[REDACTED] [REDACTED]
件 名	脳神経関連権保護の条例制定について			
要 旨	<p>【陳情事項】</p> <p>1) 脳神経関連権の侵害（人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用）から国民を守る為のサイバーセキュリティの担当官（警察組織）の配置及び運営を定める条例制定</p> <p>ア. 脳神経関連権の侵害の取り締まりサイバーセキュリティの担当官（警察組織）の業務に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳神経関連権の人権侵害行為の相談及び立証に関すること。 ・脳神経関連権の人権侵害行為を捜査すること。 ・脳神経関連権の侵害行為に関する司法立件手続きすること。 <p>※司法立件と個人情報保護条例及び刑法に準じる条例の併合罪を意味する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報の閲覧、監視、倫理規定を定め監査すること。 ※脳神経関連権に係る通信情報とは人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用をインターネット回線上で許可なく通信する行為を言う。 ・ニューラルネットワークのサイバーセキュリティを構築し施行すること。 <p>ニューラルネットワークのサイバーセキュリティとは人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用をインターネット回線上で通信を遮断又は改ざん行為から守ることを意味する。</p> <p>※中国のニューロストライクと言う神経兵器は人体へ遠隔的に通信回線を用いハッキングし、生体データを操作し、マインドコントロールする技術である。民間でも同等の技術が多数開発されているので、インターネットに人間の脳を接続する倫理観が議論されている。</p> <p>2025年11月8日、9日に慶應義塾大学三田校舎で国際シンポジウムが開催され、人間をインターネットに接続する倫理観について各国から講演者を招待し、倫理観について議論されている。</p> <p>コンピュータ、携帯電話と同様に人間をハッキングし、脳の生体データを改ざんする行為から守る行為をサイバーセキュリティとの意味合いで説明している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳神経関連権に関する倫理問題の解決及び条例の整備を個人情報保護に関する県の担当官が行うこと。 ・神経兵器によるテロ行為、武力攻撃への関係行政（自衛隊及び警察庁、県警本部）との連携対応すること。 ・ニューロ技術の科学的分析と脳神経関連権の保護の方法等の情報調査に関するサイバーセキュリティ担当官（警察組織）の業務と科学捜査研究所及び防衛研究所への協力要請に関すること。 ・被害者救済特別措置条例に関する業務を行うこと。 <p>※被害者救済特別措置条例とは条例制定前に被害を受けた被害者の救済に係る条例</p>			

要　旨

2) 条例改正関係

ア. 脳神経関連の条例化及び関係条例の改正

- ・個人情報保護条例…脳神経関連権に関する情報を個人情報に追加する。
※脳神経関連権に関する情報とは個人の生体データ（脳波又は脳と神経を結び信号、記憶）及び記録
※現在個人情報保護法では個人の生体データ（脳波又は脳と神経を結び信号、記憶）及び記録については適法除外になっている。
- ・刑法に準じる条例…脳神経関連権の侵害に係る罰則及び刑法に準じたその併合罪とする。
※具体的には本人に許可なく外部から人の脳にハッキングする行為を脳神経関連権の侵害として罰し、
 - ・生理現象を強要する行為を刑法の傷害罪に等しく罰する。
 - ・様々な疾患症状を恣意的に引き起こし、健康を害する行為を刑法の傷害罪に等しく罰する又死に至らしめたものは殺人罪に等しく罰する。
 - ・性的な刺激を強要する行為を刑法の強制わいせつ罪に等しく罰する。
 - ・生活、生命、財産（知的財産）に係る情報の読み取り行為を個人情報保護条例違反として罰する。
財産とはキャッシュカード、銀行通帳、金融商品の取扱いの暗証番号、パスワードに関する情報や技術情報など経済的な価値を伴う知的財産権を言う。
- ※国民保護法適用以外を対象として国民の保護する内容。
 - ・サイバーセキュリティに係る条例…ニューラルネットワークを施行対象に追加する。
 - ・国民保護計画への追加…国民保護法及び都道府県国民保護計画にニーロ技術を軍事技術転用した神経兵器（ニーロ技術の悪用）を対象に追加する。
※外国からの武力攻撃、テロ行為から国民を保護する内容。
 - ・その他関係条例…脳神経関連権の侵害行為を電波法、特許法、不正競争防止法、特許法に準じて罰する知的財産、技術情報を保護する条例の制定。
 - ・サイバーセキュリティ担当官（警察組織）に関する条例…脳神経関連権の侵害に対応するサイバーセキュリティの担当官の配置と業務、運営を定める。

3) 条例制定前にニーロ技術を悪用された被害者を救済する為の特別措置に関する条例

法令化以前の脳神経関連権の侵害により、生活、財産、生命の損失被害を受けた場合、被害を受けた国民を救済する特別措置に関する条例を制定し、保護してもらいたい。

4) 県議会による諮問調査委員会を設立し、国民の訴えが事実であるかどうか、世界的な視野に立ち日本で何が起きているかを実態調査報告し、条例制定の根拠となすこと。

【陳情理由】

ユネスコで脳神経関連権（ニューロライツ）が新しい人権として採択された。

神経通信技術は医療業界や軍事用に神経兵器として開発が進み、実用化の段階に至った。

中国ではニューロストライクと言う神経兵器が開発され中国本土から日本が攻撃可能である。

コンピュータにインターネットからサイバーテロが行なわれる時代に人間の脳をインターネットに接続する神経通信技術は文化的な恩恵の他に新しい人権侵害のリスクを社会に引き起こした。

既に世界で1万人に一人この新しい人間の脳にハッキングして生理機能、身体機能、感情を操作し、記憶から個人情報を盗まれる事態が発生している。国民を守る為に脳神経関連権についての条例制定を要望する。

要　旨

脳神経関連権の5つの権利

- ・認知的自由 (cognitive liberty)
- ・精神的プライバシー (mental privacy)
- ・精神の不可侵 (mental integrity)
- ・心理的連續性 (psychological continuity)
- ・差別や不平等の問題

- 1) ユネスコにおいて2025年11月に脳神経権が新たな人権条項として採択される予定である。
- 2) チリ、メキシコ、ブラジル、欧州のデジタル憲章に脳神経関連権の概念が取り入れられており、日本は経済性を優先し、リスクに対する法規制化が遅れる傾向にある。
- 3) 軍事兵器目的及び医療目的で神経通信技術の開発が先行し、海外からの軍事目的やテロ行為、身勝手な欲望で本人に承諾なく使用される事態が予想されている。（重大な国防問題）
- 4) 市民的及び政治的権利に関する国際規約
 - ア. 第2条第2項で、締約国に「立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとること」とある。
 - イ. 第3部第7条に何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷付ける取扱い若しくは刑罰を受けない、特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的な実験を受けないとある。
- 5) 既に市場化されて法規制されないまま使用され本人に承諾なく人体にハッキングされ脳神経関連権の侵害とみられる事例が確認されている。
- 6) 法規制される以前に悪用され、損害を受けている国民がいるので、法規制される前に損害を受けた国民の経済的損失補償、社会復帰支援が必要となっている。法の欠缺（空白）問題への取組みをお願いしたいと存ずる。
- 7) 日本の政府要人、知事、市長などが標的にされる可能性があり、一般国民を含め、この新しい犯罪を防御できる方法は皆無となっている。

要 旨

尚、内閣総理大臣及び内閣府、担当特命大臣宛に閣僚会議にて法制化の決議を求める陳情書にて提出し、現時点で法制化が進まない状況の中、度重なる重大な事件（新居浜事件）が愛媛県内で発生したので、他にもこの問題で苦しむ県民がいることから国の法制化前に条例制定を先行して行って頂きたい。

新居浜事件では事前に実行犯が追い詰められる前に警察へ何度も相談し、警察が対応できる法的根拠がない為、拷問を受け続けた結果、錯乱し事件に至ったので痛ましい事故や警察が対応できるように特別の計らいをお願いした所存である。（署名も行われ180人を超える賛同者が集まり始めている）

これらの被害はニューロライツ財団がニューロ技術開発、実用化に伴い社会的影響を評価した結果、医療目的以外に使用されるリスク予想し危惧したことが具体化したものである。

今後この問題を放置すれば被害が確実に拡大する。そして、難渋するのは、被害に遭い始めた時にそれをその場で証明することができない、国民を人権侵害から守る法律がない、という困難さにある。

人身の安全に関し保護を受けられない被害者らは、支援を待ち望んでいる。被害を受け始めたことを新たに申告されて被害者団体に加入される方は確実に増え続けている。

国が国民を守る法制化を進めない以上自治体へ国民を守る条例制定を希望するに至った。

【現　況】　(警察本部)

1. 秋田県警察職員の定数

秋田県警察職員の定数については、秋田県警察職員定数条例（昭和29年秋田県条例第33号）により、警視90人、警部182人、警部補及び巡査部長1,127人、巡査（警察教養施設において教養訓練中の者を含む。）590人、警察官以外の職員388人、計2,377人と定められている。

2. サイバー犯罪に対応する部署

秋田県警察では、秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）により、秋田県警察本部生活安全部にサイバー犯罪対策課を設置し、サイバーセキュリティ戦略に関する事務を所掌している。

備考	
----	--